

# 第3次枚方市男女共同参画計画 アクションプログラム

前期：平成 28(2016)年度～平成 32(2020)年度

平成 28 (2016) 年 4 月

 枚 方 市



## 目 次

I	アクションプログラムの概要	1
1.	アクションプログラムの位置づけ	1
2.	アクションプログラムの期間	1
3.	進行管理	1
4.	計画の体系	2
II	アクションプログラムの内容	3
	基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革	3
	基本方向（1）男女共同参画への理解の促進	3
	基本方向（2）子どもの頃からの男女共同参画の推進	4
	基本方向（3）男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上	6
	基本目標2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶	7
	基本方向（1）男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり	7
	基本方向（2）暴力の予防に向けた子どもの頃からの啓発の推進	8
	基本方向（3）被害者支援体制の充実	9
	基本目標3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり	12
	基本方向（1）子育てと介護への支援	12
	基本方向（2）就業、起業、再就業への支援	14
	基本方向（3）雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保	15
	基本方向（4）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への理解の促進	16

基本目標4	だれもが安心して暮らせるまちづくり	17
基本方向(1)	生涯を通じた男女の健康保持と増進への支援	17
基本方向(2)	ひとり親家庭等への支援	18
基本方向(3)	高齢者、障害者、外国人住民等への支援	21
基本方向(4)	男女共同参画の視点に立った防災など地域活動の推進	22
基本目標5	男女共同参画を推進する体制の整備	23
基本方向(1)	政策及び方針決定過程における男女共同参画の推進	23
基本方向(2)	男女共同参画の視点に立った施策展開	23
基本方向(3)	関係機関や市民団体等との連携強化	24
基本方向(4)	意見等の申出及び人権侵害相談体制の充実	25
Ⅲ	第3次枚方市男女共同参画計画指標	26
基本目標1	人権尊重と男女共同参画への意識改革	26
基本目標2	男女共同参画を阻害する暴力の根絶	27
基本目標3	仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり	29
基本目標4	だれもが安心して暮らせるまちづくり	30
基本目標5	男女共同参画を推進する体制の整備	30



## 4. 計画の体系

### 男女共同参画社会の実現に向けた本計画の基本理念

すべての市民に関わる課題としてとらえること	一人ひとりが、自ら、さまざまな選択ができること	あらゆる人権侵害を許さないこと	仕事と生活の調和の実現を図ること
-----------------------	-------------------------	-----------------	------------------

#### 基本目標

#### 基本方向

基本目標1  
人権尊重と男女共同参画への意識改革

- (1)男女共同参画への理解の促進
- (2)子どもの頃からの男女共同参画の推進
- (3)男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上

基本目標2  
男女共同参画を阻害する暴力の根絶

- (1)男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり
- (2)暴力の予防に向けた子どもの頃からの啓発の推進
- (3)被害者支援体制の充実

基本目標3  
仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり

- (1)子育てと介護への支援
- (2)就業、起業、再就業への支援
- (3)雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保
- (4)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)への理解の促進

基本目標4  
だれもが安心して暮らせるまちづくり

- (1)生涯を通じた男女の健康保持と増進への支援
- (2)ひとり親家庭等への支援
- (3)高齢者、障害者、外国人住民等への支援
- (4)男女共同参画の視点に立った防災など地域活動の推進

基本目標5  
男女共同参画を推進する体制の整備

- (1)政策及び方針決定過程における男女共同参画の推進
- (2)男女共同参画の視点に立った施策展開
- (3)関係機関や市民団体等との連携強化
- (4)意見等の申出及び人権侵害相談体制の充実

## Ⅱ アクションプログラムの内容

### 基本目標 1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

#### 基本方向（1）男女共同参画への理解の促進

##### 取り組み概要

- ・ 男女共同参画の意義を周知し、固定的な性別役割分担意識<sup>2</sup>の解消に向けた啓発を行います。
- ・ 男女共同参画の裾野を広げるため、男性の意識改革に向けた男女共同参画の意義についての広報や啓発を行います。
- ・ 国際社会の男女共同参画に関する動きや多様な文化について、理解促進に向けた施策を推進します。
- ・ 性の多様性への理解促進に向けた施策を推進します。
- ・ NPO、市民団体、PTA、事業所との連携を図り、多方面から施策を推進します。
- ・ 推進のための拠点施設である男女共生フロア・ウィルの機能の充実に努めます。

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
1	男女共同参画啓発事業	性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成に向け、講演会や講座などを通して、男女共同参画への理解を深めるとともに、男女共同参画社会基本法をはじめとする関係法令などの周知を図る。	人権政策室
2	男性に対する啓発 [施策番号1と関連]	講演会や講座の実施、リーフレットや情報誌の配布などを通して、男女共同参画が男性自身に関わる重要な問題であるとの認識が男性にも深まるように取り組む。	人権政策室
3	市民参画型啓発事業	市民、市民団体等の視点やアイデアを取り入れた事業を通して、幅広い市民の男女共同参画意識の醸成を図る。	人権政策室
4	男女共生フロア等における各種相談事業	性差に基づく固定的な役割分担意識などを見直し、本人の持つ力を引き出して、自分で問題解決ができるような援助を提供するため、男女共生フロア・ウィルにおいて、女性を対象に電話相談、面接相談、法律相談を実施する。また、人権なんでも相談の一環として男性のための相談を実施する。	人権政策室

<sup>2</sup> 男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」などは固定的な考え方により、男性、女性の役割を決めている例である。

## 第2章 アクションプログラムの内容

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
5	男女共同参画に関する国際理解と多文化理解の促進	リーフレットの活用、講座の実施などを通して、男女共同参画に関する国際的な動向や多文化への理解を促進する。	人権政策室
6	性の多様性に関する理解の促進	リーフレットの活用、講座の実施などを通して、性の多様性に関する理解を促進する。	人権政策室
7	NPO、市民団体、PTA、事業所との連携による啓発	NPO、市民団体、PTA、事業所などと連携し、リーフレット、情報誌などを活用し男女共同参画への理解を促進する。	人権政策室
8	男女共生フロアの周知	広報、ホームページ、リーフレットなどを活用し、男女共生フロアの機能及び事業についての周知を図る。	人権政策室

### 基本方向（2）子どもの頃からの男女共同参画の推進

#### 取り組み概要

- ・ 保育所（園）等、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、人権尊重を基盤とする男女平等観の形成に向けた保育、教育、学習を推進します。
- ・ 家庭、保育所（園）等、学校園、地域の連携のもと、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、個性を伸ばす施策を推進します。
- ・ 学校において、管理職に占める女性の割合を上昇させるなど、学校運営における方針決定の場への女性参画を促進します。
- ・ 保育及び教育現場において、教材や玩具などを男女共同参画の視点から点検し、改善に努めます。
- ・ 男女平等観の形成に向けた保育、教育、学習を推進するため、保育士や教職員に対する研修に取り組みます。
- ・ 男女共同参画の視点に立った家庭教育及び学習を推進するため、保護者に対する意識醸成を図ります。

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
9	男女共同参画を推進するための保育	人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を図るための保育を推進する。	子育て事業課 子育て運営課
10	男女共同参画を推進するための教育	市の人権教育基本方針に基づき、学校園で人権教育推進計画を策定し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を図るための教育を推進する。	教育指導課 児童生徒支援室
11	性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれない保育 [施策番号9と関連]	保育所（園）等での保育活動を通じて、男女の役割についての固定的な考え方にとらわれず、子どもたち自身の個性を伸ばす保育を行う。	子育て事業課 子育て運営課

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
12	性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれない教育 [施策番号 10 と関連]	学校園での教育活動を通じて、男女の役割についての固定的な考え方にとらわれず、子どもたち自身が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む。	教育指導課 児童生徒支援室
13	職場体験学習 [施策番号 10 と関連]	適切な勤労観、職業観の育成をねらいとするキャリア教育の一環として、職場体験学習を中学校の教育活動に位置付け、市内すべての中学校において実施し、子どもが性別にかかわらず将来への夢や抱負を持ち、学習への意欲を高める態度を育む。	児童生徒支援室
14	「性」に関する学習 [施策番号 10 と関連]	各学校の保健の授業などにおいて、子どもの発達段階に応じ、保護者の理解を得ながら実施する。	教育指導課
15	男女共同参画の視点に立った教材、玩具等の点検	性別に基づく固定的な役割分担意識を助長することのないよう、教材や玩具などを男女共同参画の視点から点検する。	子育て運営課 教育指導課
16	保育士に対する研修	人権尊重を基盤とした男女平等への理解を深めるため、保育士に対する研修を行う。	子育て運営課 子育て事業課
17	教職員に対する研修	人権尊重を基盤とした男女平等への理解を深めるため、教職員に対する研修を行う。また、人権教育リーフレットや人権学習のための資料集 DVDなどを配付・活用し、人権意識の向上を図る。	教育研修課 児童生徒支援室
18	PTA 活動における男女共同参画の促進	男女ともに PTA 活動への参画を促し、男女共同参画の視点に立った活動を促進する。	社会教育課
19	学校における方針決定の場への女性参画の促進	学校運営において、女性管理職の割合の増加及び首席、主任への積極的な活用など、学校における方針決定の場への女性の参画を促進する。	教職員課
20	家庭教育支援事業	家庭は子どもの人格形成にとって大きな影響を及ぼすため、親のあり方・子育てに関する講座や、子育て中の親同士の交流を促進する事業の実施などを通して、家庭教育を支援する。	社会教育課
21	男女共同参画啓発事業 [再掲]	性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成に向け、講演会や講座などを通して、男女共同参画への理解を促進する。	人権政策室

---

基本方向（3）男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシー<sup>3</sup>の向上

---

**取り組み概要**

- ・ メディア・リテラシーの向上に向けて、講座などを開催するとともに、学校教育においても施策を推進します。
- ・ 広報や出版物などの市の情報発信において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女共同参画の視点に立った、ふさわしい表現を推進します。

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
22	メディア・リテラシーの向上に関する啓発	啓発講座や学校教育を通じて、メディア・リテラシーの育成に努める。	人権政策室 児童生徒支援室
23	男女共同参画の視点に立った表現の推進	市の情報発信を、男女共同参画の視点から確認し、性別に基づく固定的な役割分担意識にとられない表現を推進する。	全課

---

<sup>3</sup> メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアから情報を収集し活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを行う能力の3つを構成要素とする複合的な能力。

## 基本目標 2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

### 基本方向（1）男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり

#### 取り組み概要

##### ●DV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者や恋人からの暴力）などの防止啓発

- ・ DVなどの性別による差別に基づく暴力を身近な問題として考え、暴力を許さない社会づくりに向けた意識醸成を図るため、市民への啓発に努めます。
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）などの関係法令について、周知に努めます。
- ・ 被害者の発見において役割が期待される、医療及び保健関係者への周知に努めます。
- ・ 被害者の子どもが適切な配慮を受けられるよう、保育及び教育関係者への周知に努めます。

##### ●子どもに対する性的な暴力の防止啓発

- ・ 児童ポルノや児童買春などを含め、子どもに対する性的な暴力の防止啓発に取り組みます。
- ・ 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の周知に努めます。
- ・ 子どもたちの自尊感情を育むとともに、被害にあった場合には、一人で抱え込まず相談できるよう、教育や啓発に取り組みます。[関連：基本方向（2）暴力の予防に向けた子どもの頃からの啓発の推進]

##### ●職場や学校におけるハラスメントの防止啓発

- ・ 職場におけるセクシュアルハラスメントなどに対する認識と理解を深めるため、事業所などに対する啓発に取り組みます。
- ・ 学校におけるセクシュアルハラスメントなどに対する認識と理解を深めるため、教職員に対する啓発に取り組みます。
- ・ セクシュアルハラスメント対策などについて、事業所での対応策の確立に向けた支援を行います。

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
24	DVなどの男女共同参画を阻害する暴力の防止啓発事業	DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなどの暴力防止に向け、講演会や講座などを通して、被害と加害の実態に関する理解を深めるとともに、DV防止法をはじめとする、関係法令などの周知を図り、男女共同参画を阻害する暴力の防止を促進する。	人権政策室

## 第2章 アクションプログラムの内容

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
25	医療、保健関係者及び保育、教育関係者への周知	枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議 <sup>4</sup> などを通じて、DV防止やDV相談窓口について、医療、保健関係者及び保育、教育関係者への周知を図る。	人権政策室
26	児童虐待防止啓発	児童虐待に係る関係機関の連携を深めるとともに、児童虐待防止啓発のポスター、チラシ等の配布や市民向けの研修会を開催し、児童虐待防止への周知を図る。	子ども総合相談センター
27	セクシュアルハラスメント等防止対策（庁内）	セクシュアルハラスメント防止啓発のため「セクハラ相談のしおり」を配布、掲示するとともに、セクハラ相談窓口の周知を行う。	コンプライアンス推進課
28	セクシュアルハラスメント等防止対策（学校）	セクシュアルハラスメント防止啓発のため全学校園にセクシュアルハラスメント相談窓口を設置し、周知を行う。	教職員課 児童生徒支援室
29	事業所へのセクシュアルハラスメント対策支援	リーフレットの配布、DVDの貸出などを行なうとともに、セクシュアルハラスメント対応策の確立に向けた支援を行う。	人権政策室

### 基本方向（2）暴力の予防に向けた子どもの頃からの啓発の推進

#### 取り組み概要

- ・ 保育所（園）等、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、暴力を伴わない人間関係の作り方や問題解決の方法を学ぶ保育、教育、学習を推進します。
- ・ 家庭、保育所（園）等、学校園、地域の連携のもと、暴力を許さない地域社会の形成に努めます。
- ・ 中学校、高校、大学などとの連携を図り、若い世代に向けたデートDV<sup>5</sup>の防止啓発に取り組みます。
- ・ 暴力を容認しない社会の形成に向けた保育、教育、学習を推進するため、保育士や教職員に対する研修に取り組みます。
- ・ 暴力を容認しない社会の形成に向けた家庭教育及び学習を推進するため、保護者に対する意識醸成を図ります。

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
30	自尊感情、他尊感情を育む保育	人権尊重を基盤とした、互いを大切にする態度や人格の育成などを図るための保育を推進する。	子育て事業課 子育て運営課

<sup>4</sup> DV 被害者支援を円滑に進めるため、平成 14（2002）年 5 月に設置。大阪府女性相談センター、警察署、消防署をはじめとする関係機関、市の各種相談窓口、福祉部署、保健所、市立ひらかた病院、教育委員会などの代表者と実務者で構成。定期的に連絡会議や研修を実施。

<sup>5</sup> 恋人同士の間で起きる暴力のこと。

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
31	自尊感情、他尊感情を育む教育	市の人権教育基本方針に基づき、学校園で人権教育推進計画を策定し、人権尊重を基盤とした、互いを大切にする態度や人格の育成などを旨とする人権教育を推進する。	教育指導課 児童生徒支援室
32	DV予防教育 [施策番号 31 と関連]	男女が対等な存在であるという意識の形成や、暴力を伴わない人間関係の構築に向けて、人権尊重を基盤としたDV予防教育を行う。	人権政策室 児童生徒支援室
33	デートDV防止啓発	若い世代のデートDVに関する理解を促進するため、教育機関などと連携し、啓発を進めるとともに、相談窓口の周知を図る。	人権政策室 児童生徒支援室
34	保育士に対する研修	男女共同参画を阻害する暴力防止への理解を深めるため、保育士に対する研修を行う。	子育て運営課 子育て事業課
35	教職員に対する研修	男女共同参画を阻害する暴力防止への理解を深めるため、教職員に対する研修を行う。	教育研修課 児童生徒支援室
36	家庭教育支援事業 [再掲]	家庭は子どもの人格形成にとって大きな影響を及ぼすため、親のあり方・子育てに関する講座や、子育て中の親同士の交流を促進する事業の実施などを通して、家庭教育を支援する。	社会教育課
37	DVなどの男女共同参画を阻害する暴力の防止啓発事業 [再掲]	DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなどの暴力防止に向け、講演会や講座などを通して、被害と加害の実態に関する理解を深め、男女共同参画を阻害する暴力の防止を促進する。	人権政策室

### 基本方向（3）被害者支援体制の充実

#### 取り組み概要

##### ●安心して相談できる体制の充実

- ・ 被害者が安心して相談でき、必要な支援を受けられるよう、関係機関の相互連携のためのネットワークの強化を図ります。
- ・ 性別、年齢、障害の有無などにかかわらず、安心して相談できる体制を整備します。
- ・ 日本語でのコミュニケーションが取りにくい外国人住民等が安心して利用できる相談体制を整備します。
- ・ 被害にあった子どもが、安心して相談できる体制を整備します。
- ・ 二次加害<sup>6</sup>を防止し適切な支援を行うため、関係機関の職員に対して、被害者支援研修を実施します。

##### ●緊急かつ安全な保護の実施

- ・ 警察署をはじめとする関係機関との連携強化を図り、緊急時の被害者の安全確保に努めます。

<sup>6</sup> DV などの暴力により、心身ともに傷ついた被害者を、相談や保護等の過程において、暴力被害の特性や被害者の置かれた立場を理解しない関係機関職員などが不適切な発言でさらに傷つけること。

## 第2章 アクションプログラムの内容

### ●自立への支援の充実

- ・ 被害者が早期に生活を再建できるよう、関係機関との連携を図り、自立支援及び心理的支援に取り組みます。また、生活再建後も、暴力被害による心身への影響に配慮した支援に努めます。
- ・ 子どもがいる被害者の支援にあたっては、子どもの人権にも配慮した支援に取り組みます。
- ・ 被害者及びその関係者に関する情報については、被害者保護の観点から、適正かつ厳重な取り扱いを徹底します。

### ●被害者支援のための連携強化

- ・ 関係機関やNPOなどと、適切な役割分担のもと、相互の連携を強化します。
- ・ 児童虐待防止、高齢者虐待防止、障害者虐待防止に関する施策の担当部署と、連携と役割分担を行い、相互の社会資源を活用しながら被害者支援の推進を図ります。

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
38	被害者支援体制の充実	早期の発見、相談から安全確保、自立支援まで被害者への切れ目のない支援を行うため、DV被害者の専門相談窓口である枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」を中心として、大阪府女性相談センターや警察署をはじめとする関係機関及び市の関係部署などと連携し、被害者の人権尊重と安全確保を最優先に支援を行う。特に児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待が複合する場合には、警察や関係部署との連絡調整を緊密に行う。また、各機関・部署がDV被害者に対して適切に対応するため、DV対応マニュアルを整備し活用する。	人権政策室 関係各課
39	相談窓口のPR	被害者が安心して相談できるよう、相談窓口の一層の周知を図る。	人権政策室
40	外国語によるDV相談情報の提供	外国語によるDV相談情報を提供するとともに、関係部署と連携し、日本語でのコミュニケーションが取りにくい外国人住民等が安心して相談できる体制づくりを進める。	人権政策室
41	スクールカウンセラー配置事業	中学校における相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置し、生徒や保護者の悩みや課題の解決に資する。また、中学校区の小学校に対しても、派遣を含めた柔軟な取り組みを展開する。	児童生徒支援室
42	心の教室相談員配置事業	小学校の相談体制の充実を図るため、「心の教室相談員」を配置し、児童や保護者の悩みや課題の解決に資する。	児童生徒支援室
43	子どもの笑顔を守るコール事業	幼児、児童、生徒が抱える諸問題の解決や早期発見、早期対応を図るため、総合電話窓口「子どもの笑顔を守るコール」（「いじめ専用ホットライン」と「教育安心ホットライン」）を設置し、電話による教育相談を実施する。	児童生徒支援室

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
44	家庭児童相談事業	18歳までの子どもと家族の様々な相談に、家庭児童相談所の専門相談員が対応し、カウンセリングやプレイセラピー <sup>7</sup> などを行う。	子ども総合相談センター
45	DV被害者支援者研修	被害者の二次被害防止を含め、DV被害者に対して適切に対応するため、関係部署の職員を対象とした研修を実施する。	人権政策室
46	緊急一時保護事業	緊急に保護が必要な被害者の生命と安全を守るため、大阪府や警察と連携して、緊急一時保護を行う。必要に応じて、同行支援を行うとともに、交通費等の支援を行う。	人権政策室
47	住民基本台帳事務における支援措置 [施策番号 38 と関連]	被害者の安全確保に向けて適切な支援を行うため、住民基本台帳を使用する関係課間の連携強化を図る。特に被害者及びその関係者に関する情報については、適正かつ厳重な取り扱いを徹底する。	人権政策室 市民室
48	母子生活支援施設への入所 [施策番号 38 と関連]	夫の暴力から逃れるため等の事情で子どもの養育が十分できない場合に、母子ともに安全で安定した生活を送れるように入所させて保護し、その自立の促進のために生活を支援することによって、母子の福祉を図る。	子ども青少年課

<sup>7</sup> 子どもの基本的な自己表現である遊びを利用した心理療法。

### 基本目標3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり

#### 基本方向(1) 子育てと介護への支援

##### 取り組み概要

- ・ 低年齢児保育、延長保育、一時預かりなどの保育サービスの推進を図ります。
- ・ 留守家庭児童会室事業の充実を図ります。
- ・ 新生児訪問や乳児のいる全家庭を訪問する事業などを通して、出産直後の育児不安の解消やニーズに合った子育て支援に努めます。
- ・ 地域における子育て支援体制の充実を図ります。
- ・ 妊娠期から、出産や育児に関する情報提供を行い、当事者同士の交流を図るなど支援を行います。
- ・ 子育て家庭への経済的な負担軽減を図るため、子育てに対する経済的支援を行います。
- ・ 介護負担を軽減するための支援を推進します。

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
49	通常保育事業	仕事と子育ての両立支援として、保育サービスの量的拡大は緊急課題であり、認可保育所や幼保連携型認定こども園の定員増を基本として今後も待機児童の解消を図る。	子育て事業課
50	一時預かり事業	保護者の傷病や就労等に伴う緊急・一時的な保育需要及び育児疲れの解消等を目的とした利用や短時間就労により、保育が困難な児童の受け入れを行い、保育所(園)等への入所を待つ待機児童の解消の一助とする。また、認定こども園や公立幼稚園での在園児(1号)を対象とした預かり保育を行う。	子育て事業課 教育指導課
51	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者の疾病、出産、出張など家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合や、育児疲れ等のリフレッシュのために一時的に子どもを施設において預かり養育、保護を行う。	子ども総合相談センター
52	低年齢児保育事業	産休、育休明け保育の充実を図り、仕事と子育ての両立を支援するため、満3歳未満時の定員枠の拡大により、全定員の40%以上の受け入れ枠の確保を目指す取り組みや小規模保育事業を行う。	子育て事業課
53	延長保育事業	全保育所(園)において、午後7時までの延長保育を行い、一部の私立保育所(園)では、午後7時を超える延長保育にも対応する。勤務形態の多様化による延長保育の需要に対応するため、幼保連携型認定こども園を加え行う。	子育て事業課 子育て運営課
54	夜間保育事業	勤務形態の多様化に対応するため、保護者の就労などにより夜間の保育を必要とする児童に対する夜間保育を行う。	子育て事業課
55	休日保育事業	日曜、祝日など休日の保育ニーズに対応するため、休日保育を行う。	子育て事業課

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
56	病児・病後児保育事業	保育所（園）や認定こども園等に通所中の児童等が病気やけがの回復期に、集団保育の困難な期間、小児科のある医療機関で保育と看護を行う。また、保育所（園）や幼保連携型認定こども園において、体調が悪くなった児童に対する保育体制の充実を図る。	子育て事業課 子育て運営課
57	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者が相互援助活動を行うファミリーサポートセンターにおいて、会員組織の活動をより一層推進するため、会員増に努めるとともに、フォローアップ講座の実施などにより活動しやすい体制を作る。	子育て事業課
58	保育サービス利用者支援事業	個々の保育ニーズへのきめ細かな対応を目指し、保育コンシェルジュを配置するなど、相談体制を充実する。	保育幼稚園課
59	放課後児童健全育成事業	留守家庭児童会室において、保護者の就労等により保育を必要とする小学生児童の放課後の遊び、生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的に実施する。	放課後子ども課
60	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭の訪問を行い、育児に関する不安などの相談、情報提供、乳児とその保護者の心身の状況と養育環境の把握などを行う。	子育て事業課
61	地域子育て支援事業	私立保育所（園）、認定こども園が保育を通じて蓄積している子どもの育ちや子育てに関する知識、技術などを生かし、地域の子育て家庭等に対し各種事業の実施を通じて必要な相談、指導、助言や気になる子どもへの支援などを行い、地域に密着した園として保育、子育て支援機能の一層の充実を図る。	子育て事業課
62	マタニティスクール	妊婦とその家族に対して妊娠、分娩、育児について正しい知識を普及する。	保健センター
63	子ども医療費助成事業	0歳から中学校までの子どもの医療費の一部について助成を行う。	医療助成課
64	就学援助費	経済的理由により就学が困難な児童、生徒の保護者に対し、学用品費など負担すべき費用について必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図る。	学務課
65	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等の父または母や養育者とその養育する児童に対して、その児童が18歳に達した日以降における最初の3月31日までの間、その児童とその親等に関する通院、入院等の保険診療に係る自己負担分の一部を助成する。	医療助成課
66	児童扶養手当	離婚等によるひとり親家庭等で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で政令の定める程度に障害にある者を監護する母、父または養育者に対して支給する。	年金児童手当課

## 第2章 アクションプログラムの内容

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
67	児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、中学校修了前の児童を対象に手当てを支給する。	年金児童手当課
68	家族介護教室	介護方法、介護者の健康づくりなどについての教室を開催し、知識及び技術を習得する場を提供することにより、家族の心身の負担軽減等を図る。	長寿社会推進室
69	家族介護者交流事業	要介護者を介護している家族に対し介護者同士の交流の場を提供することで、介護者の心身のリフレッシュ等を図る。	長寿社会推進室
70	高齢者保健福祉施策に関する情報提供体制の強化	介護保険をはじめとする高齢者保健福祉施策に関する情報について、高齢者サービスの手引きやパンフレットなどを発行する。外国人への情報提供については、大阪府が発行する外国語版の介護保険制度のパンフレットなどを活用する。	長寿社会推進室

### 基本方向（2）就業、起業、再就業への支援

#### 取り組み概要

- ・ 職業能力開発の支援、相談、情報提供体制の整備を推進します。
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の周知に努めます。

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
71	創業支援	地域活性化支援センターにおいて、体験談や事例を学べるカフェ形式の交流会、専門アドバイザーによる創業相談、創業のノウハウを学ぶセミナーの実施、インキュベートルーム <sup>8</sup> の貸出、事務所家賃の補助など、創業の各段階における支援を行う。	商工振興課
72	地域就労支援事業	障害者、母子家庭の母、父子家庭の父、中高年齢者等など、働く意欲がありながら様々な就労阻害要因のために就労できない就職困難者等に対して、就労相談、情報提供、能力開発研修の実施など就労支援を行う。	商工振興課
73	ひとり親家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給し、就業に向けた資格取得の支援を行う。	子ども青少年課

<sup>8</sup> 「インキュベート」とは「孵化する」こと。新しい事業分野に挑戦しようとする人などに、負担の少ない使用費用で事務所スペースを貸し出すとともに、専門スタッフが課題を解決に向けたアドバイスをを行い、独り立ちを支援する施設。

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
74	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、ハローワークと連携して、個々の家庭の実情に応じて自立へ向けたプログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立、就業支援を行う。	子ども青少年課
75	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対し、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業支援講習会、就業相談、就業情報提供などを行う。	子ども青少年課
76	母子父子寡婦福祉資金の貸付（技能習得資金）（生活資金）（事業開始資金）	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対し、就職するための知識技能の習得に必要な費用や、その期間中に必要な生活費について、技能習得資金や生活資金として貸付を行う。また、新たに事業を始めるために必要な費用として、事業開始資金の貸付を行う。	子ども青少年課
77	女性活躍推進法の周知	女性活躍推進法の周知を図る。	人権政策室 商工振興課

### 基本方向（3）雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保

#### 取り組み概要

- ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）の周知に努めます。
- ・ パートタイム労働など、非正規労働者の処遇や労働条件などに関する法令の周知に努めます。
- ・ 妊娠、出産後も女性が仕事を続けられる職場づくりに向けて、マタニティハラスメント<sup>9</sup>の防止と啓発に努めます。

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
78	女性の採用、職域拡大などに関する啓発や相談窓口の周知	男女間の格差を解消するための取り組みとして、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法 <sup>10</sup> 、パートタイム労働法 <sup>11</sup> 、労働者派遣法 <sup>12</sup> などの関係法令の周知を図るとともに、リーフレットなどを活用したポジティブアクションに関する啓発を行う。また、労働に関する相談窓口となる、労働局雇用均等室、大阪府総合労働事務所などの周知を図る。	人権政策室 市民活動課 商工振興課

<sup>9</sup> 妊娠、出産、育児などを理由とする、解雇、雇い止め、降格などの不利益な取り扱いのことをいう。

<sup>10</sup> 正式名称：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

<sup>11</sup> 正式名称：短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

<sup>12</sup> 正式名称：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

## 第2章 アクションプログラムの内容

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
79	マタニティハラスメント等の防止啓発	市民や事業所などに対して、マタニティハラスメント防止に向けた情報提供を行い、意識啓発に努める。	人権政策室
80	マタニティハラスメント等の防止対策（庁内）	マタニティハラスメントなどのハラスメント防止に向けた情報提供を行う。	コンプライアンス推進課
81	業務委託における総合評価落札方式の入札を適用することによる事業者の啓発	市が発注する業務委託の一部において、委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準に、仕事と子育ての両立支援やセクシュアルハラスメント防止対策など男女共同参画の視点に立った項目を設定して評価を行う。	契約課

### 基本方向（４）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への理解の促進

#### 取り組み概要

- ・ 事業者、労働者などに対し、育児・介護休業制度の周知と利用促進に向けた啓発を行い、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。
- ・ 性別にかかわらず、労働者が仕事と家庭や地域活動を両立させ、豊かな生活を送ることができるよう、働き方の見直しによる長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、各種休暇制度の充実、子育てや介護との両立に向けた制度の定着促進、非正規労働者の待遇改善など、事業者に対し、働きやすい職場環境づくりのための啓発を推進します。

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
82	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発及び法令や制度の周知	市民や市内事業所を対象に、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行うとともに、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法や制度の周知を図る。	人権政策室
83	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発及び法令や制度の周知、啓発（庁内）	研修の実施、庁内通信の発行などを通して、啓発を行う。労働基準法、男女雇用均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法や制度などの周知を図る。	人事課 職員課

## 基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

### 基本方向(1) 生涯を通じた男女の健康保持と増進への支援

#### 取り組み概要

- 生涯を通じた健康の保持増進のための普及啓発や健康教育、健康相談、健康診査などを推進します。
- 妊娠、出産、性感染症の予防などに関する、正しい知識や情報提供を行います。
- 出産後の心身ともに不安定な時期に、母親と赤ちゃんの健康を守るための支援に取り組みます。
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)<sup>13</sup>への理解の促進に努めるとともに、性と生殖について女性が自己決定できる力を養うことができるよう、啓発に取り組みます。
- 自殺予防の観点から、相談やメンタルヘルスに関する啓発に取り組みます。

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
84	健康づくり推進事業	健康づくりの知識の啓発及び実践等を通して、健康意識の向上を図り、市民の健康づくりを支援する。	保健センター
85	健康教育事業 健康相談事業	健康の保持増進を目的として、健康に関する正しい知識の普及や支援を行う。	保健センター
86	住民健康診査事業	15歳から39歳以下で健診を受ける機会のない人や40歳以上で医療保険に加入していない人を対象に、住民健康診査を行う。	保健センター
87	特定健康診査 <sup>14</sup> ・特定保健指導事業	メタボリックシンドロームに着目した健康診査の実施及び健診結果に基づく保健指導を行う。	国民健康保険室
88	がん対策事業	がん検診の受診率向上を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及を図る。	保健センター
89	妊産婦健康診査事業 妊産婦歯科健康診査事業	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産ができる体制を確保するため、妊婦健診の助成を行う。また、妊産婦を対象に歯科健康診査を実施する。	保健センター
90	マタニティスクール [再掲]	妊婦とその家族に対して妊娠、分娩、育児について正しい知識を普及する。	保健センター

<sup>13</sup> 平成6(1994)年に開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠や出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じて性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

<sup>14</sup> メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、糖尿病や高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とするもの。

## 第2章 アクションプログラムの内容

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
91	性感染症の予防啓発	性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行う。	保健予防課
92	女性外来	女性医師が、思春期の悩みや相談、妊娠・出産期の問題、乳がん、子宮がん、更年期に伴う症状まであらゆる女性の病気について総合的に初期診療を行う。	市立ひらかた病院
93	母子訪問指導事業（妊産婦訪問、新生児・乳幼児訪問、乳幼児健診未受診者訪問等）	家庭訪問により、妊産婦及び乳幼児の保護者の子育てに関する相談に応じ、子どもに対する理解を深め、疾病の予防や母と子どもの健康の保持増進に努める。また、地域で孤立している母親の育児不安の解消などに対して、生活の場である家庭でより丁寧な個別指導を行うことで、安心して健全な子育てができるよう支援する。周産期からのハイリスク母子を早期に確実に把握し、支援する体制を充実させるために、医療機関等関係機関との連携を図る。	保健センター
94	産後ママ安心ケアサービス（産後ケア事業）	家族からの支援が受けられない等で支援が必要な産後4か月未満の母子を対象に、市内産科医療機関と助産所でショートステイ（宿泊型）、デイサービス（日帰り型）を実施し、助産師等による心身のケアや育児に関する相談を行う。	保健センター
95	乳児家庭全戸訪問事業 [再掲]	生後4か月までの乳児のいる全家庭の訪問を行い、育児に関する不安などの相談、情報提供、乳児とその保護者の心身の状況と養育環境の把握などを行う。	子育て事業課
96	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発や情報提供を行う。	人権政策室
97	自殺予防対策事業	専門研修を修了した相談員による自殺予防相談専用電話「ひらかたいのちのホットライン」の実施、自殺のサインに早期に気づき、対応するゲートキーパー <sup>15</sup> 養成のほか、自殺予防に関わる情報提供、啓発を行う。	健康総務課
98	こころの健康相談	医師、精神保健福祉士、保健師、ケースワーカーによる、統合失調症、うつ病、認知症、アルコール依存症などの精神疾患、ひきこもりなどについての相談を行う。	保健予防課

### 基本方向（2）ひとり親家庭等への支援

#### 取り組み概要

- ・ 母子・父子自立支援員による生活や制度についての相談や情報提供を行います。

<sup>15</sup> 「門番」という意味。自殺対策におけるゲートキーパーとは、「地域や職場、教育の場、その他さまざまな場面において、身近な人の自殺サインに気づき、その人の話を受け止め、必要に応じて専門相談機関へつなぐ役割が期待される人」のこと。

- ・ ひとり親が子育てをしながら安心して働けるように、子育て支援、生活支援、就業支援の推進とともに、働きやすい職場づくりのための環境整備に取り組みます。
- ・ ひとり親家庭等の生活の安定と向上のために、経済的負担を軽減できるよう支援します。
- ・ ひとり親の交流や情報交換の場づくりに取り組みます。

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
99	母子・父子自立支援員による相談支援事業	ひとり親家庭等の自立を支援するため、母子・父子自立支援員を配置し、生活の安定や自立のための各種相談、貸付事務等を行い、必要に応じて他の支援機関につなげることにより、ひとり親家庭等の総合的、包括的な支援を行う。	子ども青少年課
100	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し生活援助や子育て支援を行う。	子ども青少年課
101	父子家庭等生活支援員派遣事業	父が不在等のため、育児等に支障のある父子家庭に対して、生活支援員を派遣し、家事、育児に対する援助を行う。	子ども青少年課
102	保育所（園）等の優先利用	既存保育所（園）の定員増や定員の弾力化を行い、保育所（園）等の入所枠を拡大し、待機児童の解消を図る。また、保育所（園）等の利用調整（選考）では、基準表における基礎点及び調整点の合計点の上位順に決定しており、ひとり親である場合は調整点を加点し入所しやすくする。	保育幼稚園課
103	住宅情報の提供	ひとり親家庭等の入居を受け入れる民間賃貸住宅等の紹介等を行う大阪あんしん賃貸支援事業を周知することにより、ひとり親家庭等の住宅探しを支援する。	子ども青少年課
104	市営住宅におけるひとり親世帯等への優先入居と府営住宅の案内	市営住宅に空き家が生じた場合はその都度、高齢者、障害者、ひとり親等の福祉世帯向けとして募集する。また、府営住宅の募集に係る案内（福祉世帯向け）を行う。	資産活用室 福祉総務課
105	母子生活支援施設への入所 [再掲]	夫の暴力から逃れるため等の事情で子どもの養育が十分できない場合に、母子ともに安全で安定した生活を送れるように入所させて保護し、その自立の促進のために生活を支援することによって、母子の福祉を図る。	子ども青少年課
106	ひとり親家庭自立支援給付金事業 [再掲]	母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給し、就業に向けた資格取得の支援を行う。	子ども青少年課
107	母子・父子自立支援プログラム策定事業 [再掲]	母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、ハローワークと連携して、個々の家庭の実情に応じて自立へ向けたプログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立、就業支援を行う。	子ども青少年課

## 第2章 アクションプログラムの内容

施番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
108	母子家庭等就業・自立支援センター事業 [再掲]	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対し、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業支援講習会、就業相談、就業情報提供などを行う。	子ども青少年課
109	母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な貸付を行うことにより経済的自立の助成、生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童等の福祉の増進を図る。	子ども青少年課
110	児童扶養手当 [再掲]	離婚等によるひとり親家庭等で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で政令の定める程度に障害にある者を監護する母、父または養育者に対して支給する。	年金児童手当課
111	ひとり親家庭医療費助成事業 [再掲]	ひとり親家庭等の父または母や養育者とその養育する児童に対して、その児童が18歳に達した日以降における最初の3月31日までの間、その児童とその親等に関する通院、入院等の保険診療に係る自己負担分の一部を助成する。	医療助成課
112	水道料金等の減免	児童扶養手当を受給している「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に規定する配偶者のない女子又は男子が属する世帯（市民税非課税世帯に限る）には、水道料金、下水道使用料の基本料金を減免する。	上下水道経営室
113	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 （対象：ひとり親家庭の子ども）	高等学校を卒業していないひとり親家庭の子どもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために講座を受講する場合に、受講修了時給付金や合格時給付金を支給する。	子ども青少年課
114	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 （対象：ひとり親家庭の親）	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために講座を受講する場合に、受講修了時給付金や合格時給付金を支給する。	子ども青少年課
115	保育所保育料等の軽減	年収が一定額未満のひとり親家庭に対する保育所保育料等の負担軽減を行う。	保育幼稚園課 学務課
116	保育所保育料等算定における婚姻歴のないひとり親に対する寡婦（寡夫）控除のみなし適用	保護者の婚姻歴の有無という、子ども自らが選択できない事柄を理由に、不利益が及ばないように、子どもの福祉及び就学前・就学後を通じたひとり親への就労支援を図る観点から、子どもに係る保育所等保育料、病児保育室利用料、児童発達支援センター使用料、留守家庭児童会室保育料、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）利用料、幼稚園保育料の算定において「寡婦（寡夫）控除」のみなし適用を行う。	保育幼稚園課 放課後子ども課 子ども総合相談センター 学務課
117	ひとり親家庭等情報交換事業	ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。こうしたひとり親家庭等が定期的に集い、交流や情報交換を行う場を設ける。	人権政策室 子ども青少年課

### 基本方向（3）高齢者、障害者、外国人住民等への支援

#### 取り組み概要

- ・ 住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、一人ひとりのニーズに配慮したサービスを提供し、自立を支援します。
- ・ 障害者虐待防止、高齢者虐待防止のための啓発を進めます。
- ・ 市民サービス情報の外国語への翻訳や、医療通訳士の派遣など、外国人住民等への支援を行います。

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
118	介護予防普及啓発事業	高齢者の健康に対する意識を高めるため、啓発をはじめ、健康づくり、介護予防に関する教室の開催等を行う。	長寿社会推進室
119	包括的支援事業	高齢者総合相談支援拠点（地域包括支援センター）を地域に設置し、高齢者の総合相談窓口として、高齢者の介護予防や権利擁護、虐待防止等を含めた相談に対応する。	長寿社会推進室
120	高齢者虐待防止啓発	高齢者サポートセンターが高齢者の生活に関する総合的な相談窓口となり、早期の相談につなげ、虐待への発展を防止する体制を整備する。また、講座やリーフレットの配布、地域での出前講座などを通じて高齢者虐待防止の啓発を推進する。	長寿社会推進室
121	高齢者保健福祉施策に関する情報提供体制の強化 [再掲]	介護保険をはじめとする高齢者保健福祉施策に関する情報について、高齢者サービスの手引きやパンフレットなどを発行する。外国人への情報提供については、大阪府が発行する外国語版の介護保険制度のパンフレットなどを活用する。	長寿社会推進室
122	地域活動支援センター事業	障害者が地域で自立した生活を営めるよう、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、障害者の地域生活に必要な相談や情報提供を行う。	障害福祉室
123	保育所（園）等及び学校園における障害に関する相談	障害児相談、巡回相談などを通じ、障害や発達に応じた専門的な保育、療養、教育的支援を行う。	子育て運営課 児童生徒支援室
124	障害者虐待防止啓発	障害者虐待防止センターが総合的な相談窓口となり早期の相談につなげ、虐待への発展を防止する体制を整備する。また、講座やリーフレットの配布、地域での出前講座、広報ひらかたへの掲載などを通じて障害者虐待防止の啓発を推進する。	障害福祉室
125	高齢者、障害者等に配慮した情報提供	広報ひらかたの点字、録音版、ホームページの音声版など、高齢者、障害者などに配慮した情報提供に努める。	広報課
126	外国人住民等への生活関連情報等の提供	市民生活関連情報の外国語への翻訳や利用支援を行う。	広報課 人権政策室 賑わい交流課 関係各課
127	医療通訳士登録派遣事業	外国人住民等が安心して市内の医療機関を利用できるように、医療通訳士を養成し、市内の対象医療機関に派遣する。	健康総務課

## 第2章 アクションプログラムの内容

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
128	日本語・多文化共生教室	日本語の読み書きや話すことができないために、日常生活に支障をきたしている市民に、日本語を学び交流する場として、日本語・多文化共生教室「よみかき」を開催する。	社会教育課 (補助執行：文化生涯学習室)

### 基本方向（4）男女共同参画の視点に立った防災など地域活動の推進

#### 取り組み概要

- ・ 防災に関する政策及び方針決定過程における、女性の参画を推進します。
- ・ 災害に関する各種対応マニュアルなどについて、男女共同参画の視点を踏まえ作成します。
- ・ 避難所運営においては、男女双方の参画を推進するとともに、性別によるニーズの違いに配慮した環境整備に努めます。
- ・ 防災知識の普及啓発や防災訓練においては、男女双方の視点を十分に取り入れた内容となるよう、工夫します。
- ・ 地域のボランティアやNPOなどによる活動を通じて、地域活動への男女共同参画の推進に取り組みます。

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
129	枚方市防災会議の女性委員比率の向上 [施策番号 133 と関連]	多様なニーズを防災対策へ反映させるため、枚方市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組む。	危機管理室
130	男女共同参画の視点を踏まえた災害対応マニュアルの作成	男女共同参画の視点を踏まえ、避難所運営マニュアル、自主防災組織活動マニュアルなどの各種対応マニュアルを必要に応じて作成、改訂する。	危機管理室
131	男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営をはじめとした防災体制の強化	校区自主防災組織が中心となっていく避難所運営において男女双方の参画を推進し、性別、年齢、障害の有無などに応じた多様なニーズに配慮した安心、安全な避難所運営を行うため、平常時から地域防災推進員の育成や防災訓練を行うなど、性別を問わず、防災に対する知識を有する人材育成に努め、体制強化を図る。	危機管理室
132	地域活動への男女双方の参画の促進	多様な視点を取り入れて地域力を強化するため、地域のボランティアやNPOなどによる地域活動においては、男女双方の参画の必要性を踏まえ、その啓発に取り組む。	市民活動課

## 基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備

### 基本方向（1）政策及び方針決定過程における男女共同参画の推進

#### 取り組み概要

- ・ 市の審議会等の委員に占める女性委員数の比率については、全体比率ではなく、審議会ごとに目標を35.0%以上とし、すべての審議会等で、どちらかの性に偏ることのない構成を達成できるように取り組みます。
- ・ 市職員の採用については、これまでと同様、性別によることなく能力実証に基づき行うとともに、男女別構成のバランスを図るため、さらなる職域の拡大、研修などの必要な支援を行うことにより、能力開発に積極的に取り組みます。
- ・ 市や教育機関等の管理職における女性割合の上昇のため、登用拡大に積極的に取り組みます。

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
133	審議会等の女性委員比率の向上	すべての審議会等の女性委員比率が35.0%以上となるように取り組み、どちらかの性に偏ることのない構成の達成を目指す。	全課
134	職員の能力開発	市職員の男女構成のバランスを図るため、職域の拡大、能力開発に取り組む。	人事課
135	管理職に占める女性職員比率の向上	多様な視点を施策構築等に活かすため、市政の方針の決定に重要な役割を担う管理職への女性職員の登用をさらに推進し、市民サービスの維持、向上を図る。	人事課
136	学校における方針決定の場への女性参画の促進 [再掲]	学校運営において、女性管理職の割合の増加及び首席、主任への積極的な活用など、学校における方針決定の場への女性の参画を促進する。	教職員課

### 基本方向（2）男女共同参画の視点に立った施策展開

#### 取り組み概要

- ・ 枚方市男女共同参画計画の具体的な取り組みを定めた、枚方市男女共同参画計画アクションプログラムを策定し、計画の適切な進行管理を行うとともに、進捗状況を公表し、男女共同参画の視点に立った施策を着実に推進します。
- ・ 施策の策定にあたって、男女共同参画の視点から点検します。
- ・ 施策の実施にあたって、男女共同参画の視点に立った企画、運用を行います。

## 第2章 アクションプログラムの内容

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
137	枚方市男女共同参画計画アクションプログラムの策定と進行管理	枚方市男女共同参画計画アクションプログラムを策定し、枚方市男女共同参画計画に基づく施策を推進する。毎年度、進捗状況を公表する。	人権政策室
138	男女共同参画推進本部幹事及び推進担当者研修	職場における男女共同参画への理解を促進し、男女共同参画の視点に立った施策を着実に推進するため、男女共同参画推進本部幹事（各部総務担当課長）及び全課に配置している男女共同参画推進担当者への研修を行う。	人権政策室
139	男女共同参画の視点に立った施策の点検と実施	施策の実施にあたって、性別にかかわらず利用しやすいものであるか、その効果が性別によって偏らないかを検討する。性別によって違いのある施策については、違いが適正であるかの確認を行う。	全課
140	性別記入欄の必要性の確認	市の申請書や証明書などの性別記入欄について、法的な根拠や行政手続き上の支障がない場合は、不必要な性別欄を設けることがないよう確認する。	全課

### 基本方向（3）関係機関や市民団体等との連携強化

#### 取り組み概要

- 男女共同参画を推進するための施策を効果的に展開するため、関係機関等との連携を図りながら取り組みを進めます。

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
141	市民参画型啓発事業 [再掲]	市民、市民団体等の視点やアイデアを取り入れた事業を通し、幅広い市民の男女共同参画意識の醸成を図る。	人権政策室
142	関係機関等との連携	国、大阪府、その他の関係機関との情報交換及び連携を強化する。	人権政策室

---

**基本方向（4）意見等の申出及び人権侵害相談体制の充実**

---

**取り組み概要**

- ・ 安心して申出や相談ができる環境の整備に向けて、制度の周知を図るとともに、相談体制の充実に取り組みます。

施策番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
143	男女共同参画に関する意見等の申出制度	市の男女共同参画推進施策などに関する意見及び性別を理由とする人権侵害などの相談についての申出制度について、相談窓口の整備及び周知を図る。	人権政策室

### Ⅲ 第3次枚方市男女共同参画計画指標

第3次枚方市男女共同参画計画を実効性のあるものとするため、計画の基本目標ごとに、取り組みの進捗を測る指標を設定し、目標を示します。

#### 基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

指標	指標番号	指標の説明	策定時の値	目標 平成32 (2020)年度
男女の平等感	1	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般社会全体で男女が平等であると思う人の割合	女性 8.7%・男性 21.7% (平成 26 (2014) 年度)	増加
固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合	2①	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般「男は仕事、女は家庭」という考えに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人の割合	女性 56.0%・男性 45.6% (平成 26 (2014) 年度)	増加
	2②	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般「子どもが小さいうちは、母親は仕事をしないで、子どもの世話をしたほうがよい」という考えに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人の割合	女性 23.9%・男性 18.9% (平成 26 (2014) 年度)	増加
	2③	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生料理、掃除、洗濯などの家事を「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える人の割合	<小学生> 女子 59.6%・男子 50.8% <中学生> 女子 63.9%・男子 54.3% <高校生> 女子 78.9%・男子 57.5% <大学生> 女性 86.2%・男性 64.8% (平成 26 (2014) 年度)	増加
	2④	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生子どもが小さいときの子育てを「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える人の割合	<小学生> 女子 63.2%・男子 56.1% <中学生> 女子 72.2%・男子 61.5% <高校生> 女子 83.1%・男子 66.5% <大学生> 女性 87.2%・男性 73.6% (平成 26 (2014) 年度)	増加

指標	指標番号	指標の説明	策定時の値	目標 平成32 (2020)年度
固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合	2⑤	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生 お金を稼ぐ仕事を「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える人の割合	<小学生> 女子 47.1%・男子 35.2% <中学生> 女子 54.6%・男子 32.7% <高校生> 女子 66.5%・男子 37.2% <大学生> 女性 73.4%・男性 40.8% (平成 26 (2014) 年度)	増加
「男女共同参画社会」の認知度	3	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「男女共同参画社会」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合	女性 54.3%・男性 69.3% (平成 26 (2014) 年度)	増加
「女子差別撤廃条約」の認知度	4	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「女子差別撤廃条約」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合	女性 42.3%・男性 50.7% (平成 26 (2014) 年度)	増加

基本目標2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

指標	指標番号	指標の説明	策定時の値	目標 平成32 (2020)年度
DV に対し誤った認識をしている人の割合	5①	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「暴力を受けている人は逃げようと思えば、いつでも逃げ出せるはず」と考える人の割合	女性 16.1%・男性 22.3% (平成 26 (2014) 年度)	減少
	5②	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「暴力をふるわれた人にも、何らかの原因があるので、暴力をふるう人を一方的には責められない」と考える人の割合	女性 10.8%・男性 19.2% (平成 26 (2014) 年度)	減少
DV を正しく理解している人の割合	6①	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 夫婦間における「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたり、ひきずりまわしたりする」行為を「どんな場合でも暴力にあたると思う」人の割合	女性 92.0%・男性 88.7% (平成 26 (2014) 年度)	増加
	6②	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 夫婦間における「大声でどなったり、なぐるふりをして相手を脅したりする」行為を「どんな場合でも暴力にあたると思う」人の割合	女性 68.9%・男性 53.8% (平成 26 (2014) 年度)	増加

第3章 第3次枚方市男女共同参画計画指標

指標	指標番号	指標の説明	策定時の値	目標 平成32 (2020)年度
デートDVに対する認識	7①	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生 男女交際について「相手がいやがっているのに無理やりキスしたり、体をさわったりする」行為を「へんだと思う」人の割合	＜中学生＞ 女子 95.4%・男子 94.2% ＜高校生＞ 女子 96.4%・男子 91.4% (平成 26 (2014) 年度)	増加
	7②	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生 男女交際について「友人とのつきあいをいやがったり、禁止したりする」行為を「へんだと思う」人の割合	＜中学生＞ 女子 89.7%・男子 83.2% ＜高校生＞ 女子 92.9%・男子 87.2% (平成 26 (2014) 年度)	増加
「デートDV」の認知度	8	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生 「デートDV」という言葉を「知っている」又は「聞いたことがある」人の割合	＜中学生＞ 女子 32.0%・男子 19.8% ＜高校生＞ 女子 89.0%・男子 77.1% ＜大学生＞ 女性 75.5%・男性 64.8% (平成 26 (2014) 年度)	増加
過去1年間に配偶者からの暴力を経験した人の割合	9	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 過去1年間に配偶者から身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれかを受けたことがある人の割合  ※ 別居中の配偶者、元配偶者（離別、死別した相手）も含む	●身体的暴力 女性 12.0%・男性 9.0% ●精神的暴力 女性 17.1%・男性 12.7% ●性的暴力 女性 9.7%・男性 3.9% (平成 26 (2014) 年度)	減少
交際相手からの暴力を経験した人の割合	10	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生 身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれかを受けたことがある人の割合	●身体的暴力 ＜高校生＞ 女子 3.3%・男子 7.6% ＜大学生＞ 女性 15.4%・男性 13.4% ●精神的暴力 ＜高校生＞ 女子 8.2%・男子 8.2% ＜大学生＞ 女性 23.1%・男性 16.5% ●性的暴力 ＜高校生＞ 女子 7.5%・男子 3.0% ＜大学生＞ 女性 12.8%・男性 13.4% (平成 26 (2014) 年度)	減少

指標	指標番号	指標の説明	策定時の値	目標 平成 32 (2020)年度
DV 相談窓口の周知度	11	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 DV 被害を受けたときの相談窓口をひとつも知らない人の割合	女性 5.7%・男性 5.4% (平成 26 (2014) 年度)	減少
枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」の周知度	12	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合	女性 34.2%・男性 20.0% (平成 26 (2014) 年度)	増加
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV 防止法) の認知度	13	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV 防止法)」という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合	女性 87.7%・男性 88.2% (平成 26 (2014) 年度)	増加

### 基本目標 3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり

指標	指標番号	指標の説明	策定時の値	目標 平成 32 (2020)年度
安心して子育てできる環境が整っているか	14	◆市民意識調査 枚方市は安心して子育てできる環境が整っていると感じている人の割合	37.9% (平成 27 (2015) 年度)	42.9% <sup>16</sup> (平成 31 (2019)年度)
保育所等利用待機児童数	15	国の定義による保育所等の利用待機児童数 (4月1日現在)	36人 (平成 27 (2015) 年度)	0人
留守家庭児童会室待機児童数	16	留守家庭児童会入室の待機児童数 (前年度1月末現在)	0人 (平成 27 (2015) 年度)	0人
介護保険施設等の施設数	17	特別養護老人ホームなど介護保険施設等の施設数	80施設 (平成 26 (2014) 年度)	89施設
育児休業を取得した男性職員数	18	市役所における育児休業を取得した男性職員数 (累計)	12人 (平成 26 (2014) 年度)	17人
ワーク・ライフ・バランスの認知度	19	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合	女性 40.4%・男性 45.1% (平成 26 (2014) 年度)	増加

<sup>16</sup> 指標番号 14 及び 20 については、枚方市総合計画の施策指標を採用したため、それに合わせて平成 31 (2019) 年度の目標値を記載

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

指標	指標番号	指標の説明	策定時の値	目標 平成32 (2020)年度
安心して妊娠、出産できる環境が整っているか	20	◆市民意識調査 枚方市は安心して妊娠、出産できる環境が整っていると感じている人の割合	37.3% (平成27(2015)年度)	42.3% (平成31 (2019)年度)
乳がん、子宮頸がん検診受診率	21	乳がん検診対象者：40歳以上の女性（2年に1回の受診） 子宮頸がん検診対象者：20歳以上の女性	●乳がん 17.2% ●子宮頸がん 23.1% (平成26(2014)年度)	乳がん 50% 子宮がん 50%
妊娠11週以下での妊娠の届出率	22	妊娠11週以下での妊娠の届出数／全届出数	95.2% (平成26(2014)年度)	96.0%
特定健康診査受診率	23	高齢者の医療の確保に関する法律に定める特定健康診査の受診者／対象者（国民健康保険に加入する40歳以上75歳未満の者）	32.5% (平成26(2014)年度)	60.0%
こころの病気に関する相談窓口の周知度	24	◆市民意識調査 こころの病気に関する相談窓口を知っている人の割合	23.7% (平成27(2015)年度)	増加
ひとり親家庭の自立支援に関する給付金受給者のうち就職した人数	25	ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の受給者のうち就職した人数 (累計)	自立支援教育訓練給付金 1人 高等職業訓練促進給付金 12人 (平成26(2014)年度)	自立支援教育訓練給付金 16人 高等職業訓練促進給付金 83人
枚方市防災会議の女性委員の割合	26	枚方市防災会議の委員に占める女性の割合 (目標値：第4次男女共同参画基本計画「成果目標」より)	7.5% (平成27(2015)年度)	10.0%(早期)、更に30.0%を目指す

基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備

指標	指標番号	指標の説明	策定時の値	目標 平成32 (2020)年度
管理職に占める女性の割合	27	市役所における女性管理職／全管理職 (4月1日現在)	21.7% (平成27(2015)年度)	30.0%
審議会等への女性委員登用率	28	市役所における女性委員比率が35.0%を達成している審議会等／全審議会等	50.0% (平成26(2014)年度)	100%

■男女共同参画に関する市民アンケート調査（一般）の実査概要

項目	内容
調査期間	平成26（2014）年11月15日～11月30日
調査方法	郵送による配布、回収
調査対象	枚方市内在住の満20歳以上の男女2,000人
対象者区分（年齢）	20歳代・30歳代・40歳代・50歳代・60歳以上（5区分）
回答者数	833人
回収率	41.7%

■男女共同参画に関する市民アンケート調査（学生）の実査概要

項目	対象			
	小学生	中学生	高校生	大学生
調査期間	平成26（2014）年11月13日～12月11日			
調査方法	学校を通じた調査票の配布、回収			
調査対象	市立小学校に通う 小学5年生	市立中学校に通う 中学2年生	市内の高校に通う 学生	市内の大学に通う 学生
標本数	492人	415人	604人	220人

■市民意識調査の実査概要

項目	内容
調査期間	平成27（2015）年11月2日～11月16日
調査方法	郵送による配布、回収
調査対象	枚方市内在住の満20歳以上の男女2,500人
対象者区分（年齢）	20歳代・30歳代・40歳代・50歳代・60歳代・70歳代・80歳以上（7区分）
回答者数	1,361人
回収率	54.4%

### 第3次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム

前期：平成 28（2016）年度～平成 32（2020）年度

平成 28（2016）年4月

発行 枚方市 市長公室人権政策室

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話 072-841-1221（代表）

ファクス 072-841-1700

E-mail [jinken@city.hirakata.osaka.jp](mailto:jinken@city.hirakata.osaka.jp)